

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>島根県暴力追放県民センター(以下「暴追センター」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)に基づき、暴力団排除の広報啓発活動、暴力団に関する様々な相談の受理、暴力団組織からの離脱支援、地域・職域暴排団体等の活動支援、講演会や不当要求防止責任者講習の開催などの諸活動を積極的に展開しており、広く県民の安全な暮らしの確保の実現に貢献している。</p> <p>六代目山口組内部分裂後、暴力団等の対立抗争が激化するなど、依然として暴力団情勢は複雑化・流動化しており、予断を許さない状況となっている。</p> <p>本県においても暴力団組織の資金獲得活動の多様化、暴力団員の潜在化をはじめとする組織実態の不透明化が顕著であって、社会のあらゆる分野に巧みに介入しながら活動を活発化させている。</p> <p>このような状況において、警察において暴力団に対する取締りや警戒活動を強力に推進するにあたり、弁護士会や各関係機関と緊密な連携を持つ暴追センターとの協体制の強化は不可欠であり、さらに、適格センターとして暴力団事務所の使用差止請求訴訟にかかる県民のニーズも加え、暴追センターにおける活動は今後益々重要性を増している。</p>	A
組織運営	<p>職員3名(専務理事兼事務局長、事業部長、事務職員)で業務に当たっている。</p> <p>暴追センターが受理する暴力相談件数(R5 307件)及びその内容から、同センターの役割に対して県民の期待が高まっていることが認識でき、また同センターの業務の重要性及び特殊性を勘案し、警察との積極的な相互協力と連携体制の強化を行うとともに、職員個々の知識技能の向上を目的とした各種研修会等への参加、弁護士会、保護司会及び少年指導員等の支援を受けた体制の充実強化を図っている。</p>	A
事業実績	<p>暴力追放県民大会の開催、各種会合等における暴排講演、機関誌・パンフレット等広報媒体の活用、暴力団追放に関する効果的な広報啓発活動を行っているほか、事業者に対する不当要求防止責任者講習の開催、不当要求対応要領の積極的な指導、暴排資料の作成・配付等を行うことで、暴力団による犯罪被害の未然防止に努めている。</p> <p>暴力団員の社会復帰支援については、同センターが事務局を務める島根県暴力団社会復帰対策協議会の定例会を毎年開催し、関係機関と連携強化を図り、同協議会の実効力の向上に努めているが、実績に乏しいのが課題の一つである。</p> <p>相談業務については、個々の事例に対しの確な指導がなされているほか、毎月第2金曜日を暴力団相談の日として、松江市役所において無料相談所を開設し、広く暴力相談の機会を提供する等して、潜在的な暴力団犯罪被害者の発掘に努めている。</p>	B
財務内容	<p>平成28年のマイナス金利政策導入の影響による基本財産の運用収入の減少、物価高騰、コロナ禍での賛助会費・寄付金の収入も前年比ほぼ横ばいで伸び悩んでおり、厳しい財政運用となっている。</p> <p>今後も継続して、暴追センターの認知度と暴力団排除に不可欠な知見・技法の提供に努めることにより、県民や県内企業等からの寄付金及び賛助会費収入の拡大に向けた一層の事業の展開に努力が必要であり、財政基盤の健全化に向けて取り組む必要がある。</p>	B
	<p>県の人的関与について</p> <p>県の人的関与はない。全国的には、警察官や会計年度任用職員(警察OB)を派遣するなどして暴力追放運動推進センターを中核とした暴力団排除活動や社会復帰支援を展開している例もある。</p>	
	<p>県の財政的関与について</p> <p>補助金の支給はない。</p> <p>暴対法で定められた不当要求防止責任者講習を県公安委員会から委託されており、業務委託費(暴力団対策事業費)を受けている。</p>	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	暴力団排除手法の高度化及び各種支援事業等の広報啓発活動等の拡大促進	<p>県民の暴追センターの知悉度を高め、暴力団等から「被害者駆け込み寺」、民間暴排の中核組織として「相談しやすいセンター」としての機能を高め、諸事業と連動させた広報活動を促進する必要がある。</p> <p>そのため、暴力相談窓口の周知と相談機会の拡充、新規講習対象事業所の開拓、各種会合への積極的参加、被害者支援及び各種訴訟支援等対応能力の向上等を図ることなどに取組む。</p>	<p>暴力追放県民大会の開催をはじめ、ホームページの活用等の各種広報活動のほか、暴力団等に関する相談活動及び不当要求防止責任者講習の開催を主軸として、暴排組織の支援活動、被害者等の救済、暴力団離脱者の社会復帰対策等の諸事業を有機的に展開している。</p> <p>今後、新規の受講事業所を開拓するなかで、オンライン講習の導入検討等、デジタル化が進む今後の社会情勢に適応した取組を検討していく必要がある。</p> <p>また、暴排功労等のあった個人及び団体の表彰、地域・職域の各種暴排組織への活動支援や関係機関との連携をこれまで以上に強化し、より多くの県民の理解と協力が得られるように継続的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、暴追センターの存在や活動を広く県民に周知させていくことが求められる。</p>
	財政的基盤の確立に向けた事業展開	<p>令和2年度に、経理状況の改善等を目指して設置した「資産運用形成会議」において、有識者の意見も参考に債券運用手法の長期的展望や効率的な事業運営について安定的な財政基盤づくりの検討をするとともに、各種暴排事業の普及・推進、認知度の向上により賛助会員の拡大にも努める。</p>	<p>現時点では安定的な財政基盤が見込まれているが、中・長期的な安定財源の確保に苦慮している状況にある。</p> <p>基本財産の運用に関しては、より利率の高い長期有価証券を基本とすることで、安全かつ効果的な運用に努めているが、金利低迷の影響により、基本財産の運用収入だけでは事業活動を円滑に行うことができない状況にあることから、県民及び県内企業からの寄附金や賛助会費の収入を拡大するために、県下全域にわたって暴追センターの存在感を向上させるための諸事業の展開など、能動的な取組を推進していく必要がある。</p>
総合コメント			
<p>暴追センターは、暴対法の規定に基づいて、暴力団員等による不当行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立され、県公安委員会によって指定された県内唯一の暴力団等反社会的勢力と対峙できる民間団体である。さらに平成26年7月には、暴力団事務所の使用差止請求訴訟を地域住民から委託される適格センターとして認定されたことにより、必要な体制の整備及び経理的な基盤の確立がなされ、暴力団事務所の撤去に向けた県民のニーズに応えることが期待されている。</p> <p>全国的には最大勢力の六代目山口組と、それに続く神戸山口組等が依然として対立抗争状態で、未だ終息の目処は立っておらず、県内でも六代目山口組傘下3団体、約60人の暴力団勢力が活動をしている状況である。</p> <p>こうした中、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や恐喝等を敢行する匿名・流動型犯罪グループが治安対策上の脅威となっており、そのグループの背後には暴力団が暗躍していることが同われ、暴力団の資金獲得活動の多様化や組織の不透明化が深刻な問題となっていることから、警察による取締りと並行して、社会全体で暴力団を孤立させる体制づくりを推進することが求められている。</p> <p>島根県暴力団排除条例の施行後は、同センター、県及び関係機関とが相互に連携して暴排活動を推進する枠組みがより明確となり、同センターの存在と活動はこれまで以上に重要性を増している。</p> <p>これらの実現のためには、高校生や大学生の若者世代が参加する暴力追放県民大会等あらゆる活動を通じた知悉度の向上、暴力団相談の日の開設等による潜在的な暴力団被害者の発掘や不当要求防止責任者の選任者数や講習受講者の拡大等及び実効性のある暴力団組織からの離脱支援活動等によって、県民に対して同センターの活動内容を浸透させ、その存在感を広く定着させる取組が必要となってくる。</p> <p>現在は、金利低迷の影響により、基本財産の運用収入だけでは同センターの事業を円滑に運営することは困難であり、財源を安定的に確保していくためにも、賛助会員や寄附金の獲得拡大は不可欠である。</p> <p>このため、より一層、同センターの運営体制の充実強化と安定的財政基盤の確立、さらには地域・職域のニーズに応える諸事業の推進によって、県民の期待に応える団体の確立を図る必要がある。</p>			